

町 長	副 町 長	総務課長	所 長	副 所 長	係 長	係

愛宕山公園有料公園施設利用許可申請書

下記により農業伝習館の利用を、愛宕山公園条例の規定により申請します。

利用許可第 号
令和 年 月 日

申請者 住所(団体名)
氏名(代表者名)
T E L - -

色 麻 町 長 殿

記

利 用 目 的						
利用団体名等						
利 用 区 分		☐ 町 内 ☐ 児童・生徒 ☐ 大人（高校生・大学生含む） ☐ 町 外 ☐ 町 ☐ 官公署 ☐ 学 校 ☐ 公益団体				
許 可 条 件		公園条例に定めるものの他、管理者の指示に従うこと(裏面参照)。				
使用料	使 用 料		円	減額免除	減 免 由	☐ ① 町主 ☐ ② 官公 ☐ ③ 小中 ☐ ④ 高校 ☐ ⑤ 特認
	減 免 額	△	円			
	納 付 額		円			

1 施設利用 平成 年 月 日() 午前 時 分～午前 時 分
午後 時 分～午後 時 分

室 名	男	女	計	使用料	減免額	計	備 考
研 修 室	名	名	名	円	円	円	
研究室(1)							
研究室(2)							
資 料 室							
調理加工室							
食 堂							
計							

2 宿泊利用 平成 年 月 日() 入館予定時間 時

室 名	区 分	男	女	計	使用料	食 事			備 考
						夕	朝	昼	
和室 A	大 人	名	名	名	円	名	名	名	
	小中学生								
和室 B	大 人								
	小中学生								
洋 室	大 人								
計									

※該当する□にレ点を入れてください。
※太線で囲まれた欄には記入しないでください。

愛宕山公園及び有料公園施設「農業伝習館」の利用について

1 愛宕山公園の利用について

(1) 公園利用の禁止事項

- (ア) 公園を損傷し、又は汚損すること。
- (イ) 竹木を伐採し、又は植物を採取すること。
- (ウ) 土石、竹木等の物件を堆積すること。
- (エ) 土地の形状を変更し、又は土石の類を採取すること。
- (オ) 鳥獣魚類を捕獲し、又は殺傷すること。
- (カ) はり紙若しくははり札をし、又は広告を表示すること。
- (キ) 立入禁止区域に立ち入ること。
- (ク) 指定された場所以外の場所へ車両を乗り入れ、又は留め置くこと。
- (ケ) 指定された場所以外の場所でたき火、炊飯、宴会又は野営をすること。
- (コ) 公園をその他用途外に使用すること。
- (サ) ペットを公園内に入れること。

(2) 公園を利用できない方

- (ア) 保護者の同行しない幼児
- (イ) 伝染病患者・精神異常者及び泥酔者
- (ウ) 火薬・凶器等の危険物を携帯する者
- (エ) その他秩序をみだす恐れのある者
- (オ) 必要な指示に従わない者

2 有料公園施設「農業伝習館」の利用について

- (1) 供用期間は、1月5日から12月28日までの定休日を除く日とする。
- (2) 定休日は、毎週月曜日とする。ただし月曜日が祝日、振替休日及び国民の休日と重なる場合は、翌日を定休日とする。
- (3) 農業伝習館を使用する場合は、町長の許可を受けなければならない。
- (4) 許可を受けた者は、利用の権利を譲渡し、又は第三者をして利用させてはならない。
- (5) 施設及び設備を亡失し、又はき損した場合は賠償しなければならない。
- (6) 宿泊予定者が宿泊を取り消す場合に、宿泊しようとする日の前日午後5時30分までに取り消しの申し出をしなかったときは、1人につき宿泊料の2分の1に相当する額を納入しなければならない。
- (7) 宿泊予定者全員が宿泊を取り消す場合に、宿泊しようとする日の午前11時までに取り消しの申し出をしなかったときは、別表第1に掲げる警備委託料の2分の1に相当する額を納入しなければならない。
- (8) 農業伝習館利用の遵守事項
 - (ア) 所定の場所以外での飲食及び喫煙は禁止する。
 - (イ) 使用した備品は、必ず元の場所に戻すこと。
 - (ウ) 現状を変更しないこと。
 - (エ) 利用目的以外に使用しないこと。
 - (オ) 火気の取締りに厳重な注意を払うこと。
 - (カ) 利用許可の時間を厳守すること。
 - (キ) 利用を終了後は、利用者において清掃整頓すること。

事務所 愛宕山公園管理事務所「色麻町農業伝習館内」

所在地 色麻町四竈字東原1番地40

連絡先 電話 0229-65-4390 FAX 0229-65-4391